

## 神奈川県立川崎図書館資料収集要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、図書館法（昭和25年法律第118号）及び神奈川県立図書館条例（昭和33年条例第32号）に基づき、図書館事業を適正に遂行するため、資料の収集に関し、必要な事項について定めるものとする。

### (基本方針)

第2条 ものづくり技術分野に関する県民の広範なニーズに対応するため、資料の収集は、次の各号に掲げる方針に基づき行うものとする。

- (1) 神奈川県立図書館組織規則（昭和59年教育委員会規則第4号）第18条第5号に規定する科学技術資料を幅広く収集する。
- (2) 県内の公共図書館及びその他の類縁機関を支援するために必要な資料を収集する。
- (3) ものづくり技術に親しむための入門資料を収集する。

### (収集する資料)

第3条 収集する資料は、次に掲げるものとする。

- (1) ものづくり技術分野に関する図書
  - ア 自然科学、産業技術分野の図書
  - イ 自然科学、産業技術分野の年鑑・年報類
  - ウ 国内外の特許類関係の資料
  - エ 国内外の主要な規格類及び関係資料
  - オ 社史類
    - (ア) 社史類
    - (イ) その他、社史類の研究及び調査を目的とする資料
  - カ ものづくり技術分野に関する入門図書
  - キ 科学技術資料を補完する人文・社会科学分野の図書
  - ク 科学技術資料を補完する社会科学分野の年鑑・年報類
- (2) ものづくり技術分野に関する逐次刊行物
  - ア 自然科学、産業技術分野の雑誌
  - イ 国内外の特許類関係の雑誌
  - ウ 国内外の主要な規格類及び関係雑誌
  - エ 科学技術資料を補完する社会科学分野の雑誌
  - オ 新聞類
- (3) ものづくり技術分野に関する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録）
  - ア データベース
  - イ 電子ジャーナル
  - ウ 電子書籍

エ 映像資料

オ その他

(4) その他館長が必要と認める資料

(資料の選定)

第4条 収集する資料は、神奈川県立川崎図書館資料選定会議において審査の上、選定する。

(実施細目)

第5条 この要綱に定めるもののほか、資料の収集に関し必要な事項については、館長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 「神奈川県立川崎図書館図書資料収集方針」(昭和59年3月31日伺定)は廃止する。
- 3 「産業資料収集方針」(昭和51年6月30日伺定)は廃止する。
- 4 「視聴覚資料収集方針」(昭和51年6月30日伺定)は廃止する。
- 5 「こども・一般図書室用図書収集方針」(昭和59年3月31日伺定)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成15年12月12日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。